

感染症予防及びまん延防止のための指針

■事業所における感染症対策に関する基本的考え方

利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

■感染対策委員会、その他事業所内の組織に関する事項 感染症の発生の防止等に取り組むにあたって感染対策委員会を設置する。

- (1) 設置の目的 施設・事業所等の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。
- (2) 感染対策委員会の構成委員 構成メンバー 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業支援員、その他必要に応じて委員を指名する。 ※参加が難しい場合は事前に意見を確認しておくこと
- (3) 感染対策委員会の開催 委員会は、年 1 回以上開催する。また、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。
- (4) 感染対策委員会の主な活動内容
 - ① 施設・事業所等の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
 - ② 感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設・事業所全体に周知する。
 - ③ 施設・事業所等における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
 - ④ 利用者・職員の健康状態を把握する。
 - ⑤ 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに感染対策、及び拡大防止の指揮を執る。
 - ⑥ その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

■指針の整備 感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

■感染症予防、対策等の職員研修及び訓練 新規職員の入職時には、感染症予防、対策等の研修を必ず実施をする。事業所内研修予定に実施月を明記し、年間2回以上の感染症に関する教育を実施する。感染者発生時において、迅速に行動できるよう発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を実施する。

■感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 感染対策委員会を設置、運営し、適正な感染予防・再発防止策を整備する体制の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に従事者が感染源となることを予防し、利用者及び従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策のための指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」(入職時を含む)を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において迅速に行動できるよう発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し更新を行う。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例又は感染の恐れのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、感染症マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い直ちに発生状況の把握に努める。
- ② 感染事例等の発生後は感染拡大防止として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・同線の区分け(ゾーニング)
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
- ニ) 感染者及び感染疑い者への対応
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、医療機関や保健所、行政関係機関との連携のために速やかに報告を行う。

- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長等管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、関係者への連絡を速やかに行う。

■本指針の閲覧について

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合には、すぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

付則

この指針は、令和6年6月1日から施行する。